

静岡海区漁業調整委員会指示第3-1号

石廊沖海域におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和3年5月11日

静岡海区漁業調整委員会 会長 鈴木 精

1 まき網漁業

静岡県賀茂郡南伊豆町妻良旭山（通称二十六夜山）山頂正南の線と静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎灯台正南の線との間の静岡県海面（以下「石廊沖漁場」という。）におけるまき網漁業の操業は、次により行わなければならない。

なお、本指示においては、日没から翌日の日の出までを1夜とする。

- (1) 6月については、各船とも同日操業で、6月2日、6月3日、6月5日から6月10日まで、6月12日、6月13日、6月15日から6月17日まで、6月19日及び6月20日の15夜のうち3夜以内の操業とする。
- (2) 7月については、各船とも同日操業で、7月1日、7月3日から7月8日まで、7月10日、7月11日、7月13日から7月15日まで及び7月19日から7月21日までの15夜のうち6夜以内の操業とする。
- (3) 8月については、各船とも同日操業で、8月4日、8月5日、8月8日から8月10日まで、8月15日から8月18日まで、8月25日、8月26日及び8月28日から8月31日までの15夜のうち6夜以内の操業とする。
- (4) 9月については、各船とも同日操業で、9月1日、9月2日、9月4日、9月5日、9月7日から9月9日まで、9月11日から9月15日まで及び9月25日から9月27日までの15夜のうち3夜以内の操業とする。

ただし、6月、7月及び8月の操業期間中に操業の実績がなかった月がある場合は、9月28日から9月30日までの3夜のうち2夜以内に限り操業できるものとする。

- (5) 6月から9月までの操業における揚網完了時刻は、午前3時までとする。
- (6) 6月から9月までの間操業する場合は、まき網漁業者代表は操業日ごとに、あらかじめ、当委員会及び静岡県沿岸一本釣漁業者協会事務局に通知しなければならない。

2 いか一本釣漁業

いか一本釣漁業は、石廊沖漁場において、1により行うまき網漁業の操業中及び当該操業終了後日の出までの間は、同漁場において操業してはならない。

3 漁獲成績報告書の提出

まき網漁業者及びいか一本釣漁業者は、静岡県沿岸一本釣漁業者協会を通じ、別に定めるところにより、各月ごとに、漁獲成績報告書をその翌月の15日までに当委員会に提出しなければならない。

4 指示の有効期間

令和3年6月1日から令和3年9月30日まで